

岐阜県公報

第 百 二 十 七 号
令和 二 年 八 月 十 四 日
(金曜日)

目 次

告 示

- | | |
|-----------------------------|----------------------------|
| ○クリーニング師の研修の指定 | (生活衛生課) 四二五 ^{ページ} |
| ○クリーニング業法に基づく業務従事者に対する講習の指定 | (同) 四二六 |
| ○保安林の解除をしようとする旨の通知 | (治 山 課) 四二六 |
| ○道路の供用開始 | (道路維持課) 四二七 |
| ○急傾斜地崩壊危険区域の指定 | (砂 防 課) 四二七 |
| ○土砂災害警戒区域の指定解除 | (同) 四二七 |
| ○土砂災害特別警戒区域の指定解除 | (同) 四二八 |
| ○土砂災害警戒区域の指定 | (同) 四二八 |
| ○土砂災害特別警戒区域の指定 | (同) 四二八 |
| 公 示 | |
| ○令和二年度砂利採取業務主任者試験の実施 | (商工政策課) 四二八 |
| ○職業訓練指導員試験の実施 | (労働雇用課) 四二九 |
| ○土地改良事業計画の変更認可 | (農地整備課) 四二二 |
| ○落札者等に関する公示 | (情報科学芸大学院大学) 四二二 |
| ○落札者等に関する公示 | (郡上土木事務所) 四二二 |

告 示

岐阜県告示第三百十五号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第二項に規定するクリーニング師の研修として、次のとおり指定する。

令和二年八月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 主催者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目八番二号
- 二 研修の種類
クリーニング師が出席して受講する研修
- 三 研修の科目及び時間数
 - 1 衛生法規及び公衆衛生 一時間
 - 2 洗濯物の受取、保管及び引渡し 一時間(継続受講者は、四十分)
 - 3 洗濯物の処理 一時間(継続受講者は、四十分)
 - 4 繊維及び繊維製品 一時間(継続受講者は、四十分)
- 四 研修の開催年月日並びに会場の名称及び所在地
 - 1 令和二年十月二十三日(金)
飛騨総合庁舎 中会議室
 - 2 令和二年十一月二十七日(金)
高山市上岡本町七丁目四六八
東濃西部総合庁舎 大会議室

多治見市上野町五丁目六八一

3 令和二年十二月六日(日)

OKBふれあい会館 三〇二会議室

岐阜市藪田南五丁目一四一五三

五 研修受講料

五千円

岐阜県告示第三百十六号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の三に規定する業務従事者
に対する講習として、次のとおり指定する。

令和二年八月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋六丁目八番二号

二 講習の種類

通信制で行う講習

三 受講申込手続及び受付期間

1 受講申込手続

受付方法 郵送又はファクシミリ

申込先 岐阜市藪田南五丁目一四番二二号 シンクタンク庁舎三階

公益財団法人岐阜県生活衛生営業指導センター事務局

ファクシミリ番号 〇五八―二七四―八〇二一

2 受付期間

受付開始年月日 令和三年一月十二日(火)

受付締切年月日 令和三年一月二十九日(金)

レポート提出締切年月日 令和三年二月二十六日(金)

四 講習科目及びレポート課題

1 衛生法規及び公衆衛生

2 洗濯物の受取、保管及び引渡し

3 洗濯物の処理

4 繊維及び繊維製品

五 受講対象者

岐阜県内に所在するクリーニング所に勤務する業務従事者

六 講習受講料

四千五百円

岐阜県告示第三百十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和二年八月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

瑞浪市土岐町字大洞一〇〇九の三二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

岐阜県告示第三百十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和二年八月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所
大野郡白川村大字福島字瀬戸平五九の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年八月十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する

令和二年八月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	岩井高山停車場線	高山市岩井町二五四番一地 先から 同 市 同 町二五六三番一地 先まで	二六・一	令和 二・八・一四	令和 元・三・一〇

岐阜県告示第三百二十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年八月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。）

飛騨市古川町谷

谷 反 畑	
字反畑	一〇八六番 一号
字沢	一二二七番 二号
字反畑	一二二九番 三号
	一一一六番 四号
	一一一〇番 五号及び六号
	一〇八七番 七号
	一〇八六番 八号から十号まで

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県古川土木事務所及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百二十一号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十一年岐阜県告示第三百五十一号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和二年八月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
検丈沢	瑞浪市土岐町字市原	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課及び岐阜県多治見土木事務所及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百二十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十一年岐阜県告示第三百五十二号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和二年八月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

検丈沢	区域の名称 区域の所在地	区域の表示及び建築物に作 用すると想定 される衝撃に 関する事項	
		次の図のとおり	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
	瑞浪市土岐町字市原		土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課及び岐阜県多治見土木事務所及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百二十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和二年八月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

検丈沢	区域の名称 区域の所在地	区域の表示 原因となる自然 現象の種類	
		次の図のとおり	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
	瑞浪市土岐町字市原		急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百二十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和二年八月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

大通	区域の名称 区域の所在地	区域の表示及び建築物に作 用すると想定 される衝撃に 関する事項	
		次の図のとおり	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
	瑞浪市土岐町字市原		急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

〇令和二年度砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定による令和二年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施しますので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）第八条の規定により公示します。

令和二年八月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験期日及び時間

令和二年十一月十三日(金) 午前十時から正午まで(一二〇分)

二 試験場所

岐阜市藪田南一丁目二番二号 岐阜県水産会館一階大会議室

三 試験科目

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

四 受験手続

1 申込用紙の配布

受験願書の用紙は、令和二年八月十七日(月)から岐阜県商工労働部商工政策課 同部岐阜地域産業労働室及び各県事務所で配布します。

郵送を希望する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書請求」と朱書して、八十四四分の切手(二部又は三部を希望する場合は、九十四四分の切手)を貼った宛先明記の返信用封筒(定形郵便物の封筒)を同封の上、〒五〇〇―八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県商工労働部商工政策課に請求してください。

2 申込方法

受験願書に必要な事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、岐阜県商工労働部商工政策課に提出してください。

(一) 写真(手札形(おおむね縦十二センチメートル、横八センチメートル)とし、受験願書提出前六月以内に撮影した無帽、正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとし、ます。)

(二) 受験票(用紙は、受験願書と同時に配布します。)

3 申込受付期間

令和二年十月一日(木)から同月十五日(木)までとし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除きます。

郵送による場合は、「書留」又は「簡易書留」とし、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書在中」と朱書して、〒五〇〇―八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県商工労働部商工政策課に送付してください。令和二年十月十五日(木)までの消印のあるものに限り受け付けます。

五 受験手数料

手数料は、八千円とし、これに相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付けてください(消印しないこと)。

なお、受験手数料は、申込みが受理された後は、返還しません。

六 合格者の発表

令和二年十一月三十日(月)。試験に合格した者の受験番号を岐阜県庁ホームページに掲載するとともに、岐阜県庁掲示板に掲示します。また、合格者本人に合格証を交付します。なお、不合格者に対しても、その旨を通知します。

七 試験結果の提供

令和二年度砂利採取業務主任者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

砂利採取業務主任者試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合否発表の日から一月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口(岐阜県庁二階)及び各県事務所特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

八 その他

試験について不明な点は、岐阜県商工労働部商工政策課総務係(電話〇五八―二七二―八三五九(直通))に問い合わせてください。

○職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施しますので、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「規則」という。)第四十五条第二項の規定により公示します。

令和二年八月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験を実施する免許職種

規則別表第十一に掲げる免許職種

二 試験の科目

学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）

三 受験資格

法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者。ただし、規則第四十六条の規定により、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者に限ります。

なお、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができません。

1 禁錮以上の刑に処せられた者

2 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

四 試験の免除

規則第四十六条の表の上欄に該当する者又は規則別表第十一の三の試験の免除を受けることができる者の欄に該当する者には、同条の表の下欄又は規則別表第十一の三の免除の範囲の欄に掲げる実技試験の全部又は学科試験の全部若しくは一部を免除します。

五 試験の期日及び場所

令和二年十月二十三日（金）

各務原市テクノプラザ一丁目二番地アネックス・テクノ2内

岐阜県成長産業人材育成センター三階 三二二 研修室四

六 受験手続

1 提出書類

(一) 受験申請書

(二) 履歴書

(三) 写真二枚（申請前六か月以内に撮影した上半身、正面無帽、縦四センチメートル、横三センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの）

(四) 受験資格及び試験の免除資格を証する書類（合格証書、免許証等の写し）

(五) 戸籍抄本又は戸籍謄本（試験の免除資格を取得した後、氏名を変更した場合の

み必要）

2 受験手数料

次に掲げる額に相当する額の岐阜県収入証紙を受験申請書の岐阜県証紙貼付欄に貼り付け、納付してください。（消印はしないでください。）

学科試験 三千百円

なお、受験申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合、受験しなかった場合等いかなる理由があっても、手数料は返還しません。

3 申請書類の提出場所及び提出期間

〒五〇〇―八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県商工労働部労働雇用課

令和二年八月二十日（木）から同年九月十八日（金）までです。

郵送の場合は、同年九月十八日までの消印のあるものに限り受け付けます。

七 合否判定の基準

満点の六割以上の得点がある場合は、合格とします。

八 合格者の発表の方法

令和二年十一月二十七日（金）に岐阜県商工労働部労働雇用課前に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者宛てに合格証書を交付して通知します（不合格者には通知しません。）。

また、この試験に合格した者には、申請（別途申請手数料が必要）によって職業訓練指導員の免許証が交付されます。

九 試験結果の提供

令和二年度職業訓練指導員試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

職業訓練指導員試験の得点

2 提供期間

合格発表の日から一か月間

3 提供する場所

情報公開・個人情報総合窓口（岐阜県庁二階。電話〇五八―二七二―一一一 内線二二九六）

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十 その他

- 1 受験申請書は、岐阜県商工労働部労働雇用課において交付します。
なお、用紙の郵送を希望する場合は、百四十円分の切手を貼り、宛先を明記した返信用封筒(角形二号)を必ず同封してください。
- 2 申請書類を郵送する場合は、書留又は簡易書留郵便とし、封筒の表に「指導員試験申請」と朱書してください。
- 3 受験申請書を審査し、受験資格を認めたときは、後日受験票を送付します。
- 4 この試験について不明な点は、岐阜県商工労働部労働雇用課人材育成係(電話〇五八―二七二―一一一一 内線三二二六)に問い合わせてください。

○土地改良事業計画の変更認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により公示する。

令和二年八月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

施行者名	施行に係る地区名	認可年月日
美濃加茂市木曽川右岸 用水土地改良区	美濃加茂市木曽川右岸用 水地区	令和二・八・四

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和二年八月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 情報科学芸術大学院大学ネットワーク構築及び保守運用業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 令和2年6月18日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 名古屋市中区錦一丁目11番11号
名古屋インターシティ12階
ネットワンスラムス株式会社 中部支社
支社長 中村 淳一
- 6 契約金額 188,485,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(一) 部局の名称 情報科学芸術大学院大学総務課
(二) 所 在 地 大垣市加賀野四丁目1番地7

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和二年八月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 購入物品及び数量 除雪ローザ8トン級 2台
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和2年6月2日
- 4 落札者を決定した日 令和2年7月13日
- 5 落札者の住所及び氏名 各務原市各務西町4-303-7
コパシカスターポート株式会社 中部カンパニー 建

機営業部 岐阜支店 支店長 惣田 一朗

6 落札金額 25,630,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県郡上土木事務所 総務課 管理調整係

(2) 所 在 地 郡上市八幡町初音1727番地2

令和二年八月十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三一
岐阜文芸社